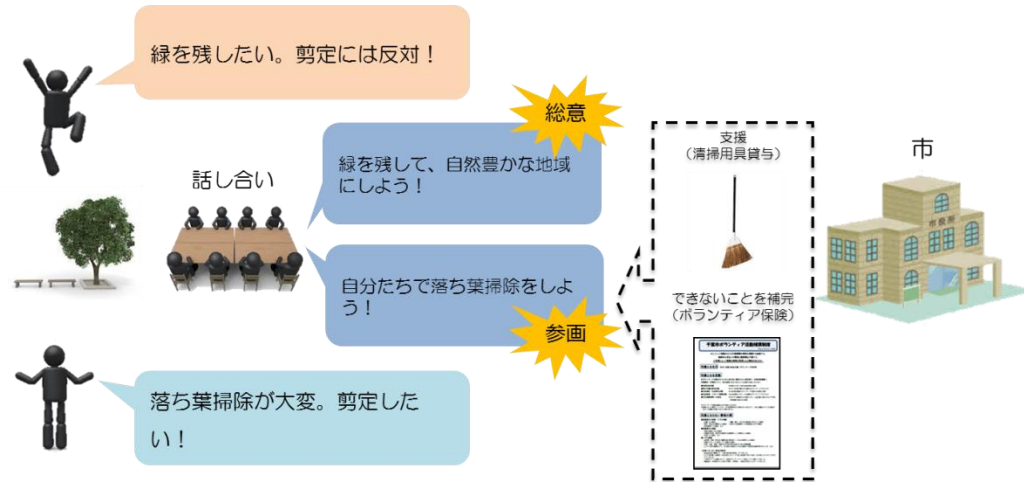


1. まちづくりの基本的な考え方(例)

- ◆ ハード面(公共施設、公園、道路などを整備することで住みやすいまちを実現)
- ◆ ソフト面(つながりにより身近なまちの課題を主体的に解決することで住みよいまちを実現)

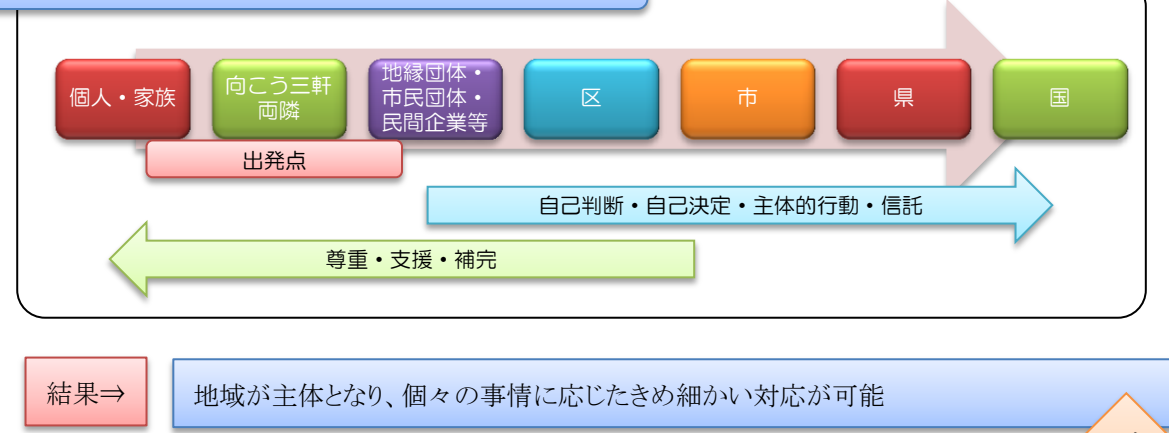
公園の木の枝の剪定問題



2. まちづくりの基本的な考え方(本質)

1. 地域に興味や関心を持って課題に気づき、課題に近い現場からまちを良くすること。また、個人や家族で解決できない課題を地域コミュニティ、NPO法人、企業などと協力しながら取り組むこと。
2. 市民による課題の解決が難しい場合、市は必要な部分に可能な範囲で支援と補完をすること。

まちづくりの基本的な考え方の模式図



ギャップ

3. 地域を取り巻く現状(現実)

1. 地域課題の多様化 (地域でのお年寄りの孤立問題、大震災以降見直しが迫られる防災対策) → 個人や家族だけでは解決できない課題が増加
2. 個人化の加速 (単身者の増加、核家族化) → 地域コミュニティのつながりが希薄になったことで個人や家族だけでは解決できない課題の受け皿が弱体化
3. 経済停滞、少子高齢化、人口減少(社会的要因) → 市の税収が減少することで従来どおりの行政サービスの提供が困難

結果⇒

- ・ 市は画一的な基準のもとで対応するため、個々の事情に応じたきめ細かい対応が困難
- ・ 市主導のまちづくりの限界

4. 地域の取組み

1. 課題を抱える現場からまちを良くする行動が広がりつつある。
  - ・ 自治会(地域交流行事の開催など)
  - ・ ボランティア団体やNPO法人等(お年寄りの見守り支援など)
  - ・ 企業(CSRの取組み(清掃活動、地域交流スペースの開放など))
2. 身近な地域のまちづくりに関するアンケートでは市民の意識の高まりが確認できた。
  - ・ 「できることは市民が対応」=42%
  - ・ 「求められれば市民も協力」=52%
3. 平成27年度に無作為抽出の市民ワークショップ、市民100人ワークショップ、インタビューを実施し、約1,900人から1,000を超える意見を聴取。その意見を市民プロジェクトチームでまとめた。(主な意見)
  - ・ 「誇りを持てるまち」「住み続けたいまち」「安全・安心なまち」「幸せを感じられるまち」そして将来に引き継ぎたいと思えるまちを実現したい
  - ・ まちを良くするために主体的に行動しよう、ほどよくおせっかいの精神で助け合おう
  - ・ 議会や行政の役割を尊重しつつ、力を合わせて解決したい
  - ・ 解決できないことは市に支援・補完してほしい、市の施策にも参画したい

まちづくりの基本的な考え方を市民と市が再認識する必要性

5. まちづくりの方向性と実現に向けた検討

目的

「誇りを持てるまち」「住み続けたいまち」「安全・安心なまち」「幸せを感じられるまち」そして将来に引き継ぎたいと思えるまちの実現

方向性

- ・ 課題を抱える現場からまちを良くする。
- ・ 市は、市民の主体的な行動に対する支援と補完をする。(市民参加と協働を含む)
- ・ まちづくりの基本的な考え方を市民と市が互いに理解し、意識を変える。

検討

まちづくりの基本的な考え方、まちづくりに対する市民の思いと主体的な行動、市の取組みを明文化した(仮称)私のまちづくり条例の制定を検討

## 6. (仮称)私のまちづくり条例を制定する理由

### 1. 地域に合ったまちづくりに取り組む必要があるため

地域が抱える課題が複雑化・多様化し、地域ごとにニーズや課題解決の優先順位が異なるため、住民が地域について主体的に考え、各々の地域に合ったまちづくりに取り組む必要があるため。

### 2. まちづくりの基本的な考え方を市民と市が再認識して、連携してまちづくりを進める必要があるため

地域が抱える課題を市民自身が発見・認識し、自ら行動して課題を解決していくといった「まちづくりの基本的な考え方」を市民と行政がともに再認識し、相互の役割(市民＝主体、行政＝支援・補完)を認識しつつ、連携してまちづくりを進める必要があるため。

### 3. 市民のまちを良くするためのすべての行動に明確な根拠を与えるため

本市では、さらに魅力的で活力あるまちづくりを進めるため、新基本計画に掲げる「市民一人ひとりから始まるまちづくり」を進めていく必要がある。そのため、市民の代表である議会の議決を受けて条例を制定することにより、市民のまちを良くするためのすべての行動に明確な根拠を与え、いつでも確認できるようにするため。

#### 条例に規定する理由

- 一部の市民が理解・共有するだけでなく、全千葉市民が一丸となって取り組んでいく姿勢を示す観点から、より上位の規範であり、全市民に効力が及ぶ条例に規定することが必要であるため。
- 千葉市市民参加及び協働に関する条例では市民参加と協働について定められているが、市民自らが住む地域に関心を持ち、行動する「近助」「共助」については触れておらず、その不足部分を補う必要があるため。

## 7. (仮称)私のまちづくり条例により期待される効果

### 1. 市民同士の連携、主体的な活動の促進

近助・共助の取組みに明確な根拠を与えることで、市民同士の連携、主体的な活動を促進することにつながる。

### 2. まちづくりの主体の強化

あらゆるもの(個人、自治会、任意団体、NPO法人、民間企業等)がまちづくりの関係者であり主導者であることを表明することにより、これまで関係性が弱かった部分(たとえば自治会とNPO法人、自治会と民間企業等)を強化・促進することにつながる。また、関係者が増えることにより、市民自らが課題を解決していく際の手法の増加、スキルアップ、財源確保につながる。

### 3. 地域への愛着の醸成

市民自身が地域が抱える課題を発見・認識し、自ら行動し課題を解決していくことにより、地域ごとの特色が生まれ、ひいては地域への愛着が醸成される。

### 4. 市の予算の効率的な分配

市民自らが課題を解決していく際の限界、不足、優先順位、緊急性等が明らかになることにより、市の予算を必要な部分に可能な範囲で効率的に分配することができる。

#### (例)地域運営委員会

- 地域住民による「助けあい、支えあい」による地域運営を可能とするため、
- 小学校区から中学校区の広さの地区毎に、
- 地域で活動する様々な団体が参加して構成する組織

#### 役割(市民:主体的な活動)

- 団体間の情報共有、連携・協力を進める。
- 地域のことについて話し合い、方針を決める。
- 地域が抱えている課題の解決策を検討し、実施する。

#### 役割(市:支援)

- 財政面の支援
- 人材面の支援(予定)
- 活動拠点確保の支援(予定)

## 8. (仮称)私のまちづくり条例の構成(案)

- まちづくりの基本的な考え方を“まちづくりに向けた市民の想いと主体的な行動”としてわかりやすい言葉で表現
- まちづくりに向けた市民の想いを受けて市が取組むべきことを規定
- 現行条例の市民参加及び協働に関する内容を包含するため、現条例は廃止

## 9. 現行条例の見直し点

#### (現行条例)

- 近助・共助の取組みに明確な根拠付けがない。
- 行政主導の市民参加と協働であり、市民主体とまでは至っていない。

#### ((仮称)私のまちづくり条例)

- 近助・共助の取組みを規定することで裏付けを与えとともにそれら取組みに対する市の支援と補完を明らかにする。
- 市民参加と協働を市民の目線で見直す。

#### 条例の根拠付けの範囲

